

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 長谷川 美智代
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<https://city-osaka-ikuseikai.or.jp>
定価 10円



大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

第63回近畿知的障がい者福祉大会（併催 第22回大阪市手をつなぐ育成会大会）を開催しました
東成区ハーモニー 小泉いと子



【式典／クレオ大阪中央】

12月1日(日)クレオ大阪中央にて、第63回近畿知的障がい者福祉大会（併催 第22回大阪市手をつなぐ育成会大会）を開催しました。式典では大阪市福祉局局长 坂田洋一様をはじめ7名の来賓の皆様にご臨席を賜り、お祝いの言葉を頂きました。

はじめに、「中央情勢報告について」を一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事 又村あおい氏よりご講演をいただきました。障害福祉サービスに関する法制度の動きとして、令和6年4月に児童福祉法、障害者総合支援法の改正が施行され、併せて障害福祉サービスの報酬改定も実施されました。

今回の法改正、報酬改定は障害者権利条約の対日審査総括所見も意識したものになっており、特に入所施設やグループホームのあり方については注視が必要です。全ての入所者を対象に、将来の暮らしぶりを意思確認することが法定化され、全ての入所者に対して「あなたはどこで暮らしたいか」という意向確認が、令和8年4月には義務化されます。加えてグループホームにおいては、一人暮らし等を希望する人への「卒業支援」が法定化されました（全入居者への意向確認必須）。

◎障害者差別解消法の改正について

令和6年4月に障害者差別解消法の改正が施行されました。これにより、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されるほか、差別解消に向けた相談対応人材の育成・配置が進められます（ただし、まだ認知度は低い状況です）。当事者（私たち障がいのある子の親も含め）も、合理的配慮の提供義務化を意識し、不当な扱いを受けたと感じた時には、きちんと相談することが必要だと思いました。

成年後見制度の見直し議論では、平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき、専門家会議が設置されており、全育連からは久保顧問が参加されています。必要な時だけ使うスポット利用の考え方を導入して費用面でも軽減するなど、利用が進まない背景について説明し、制度改善を提言していただいております。親も子も高齢化している中、安心して身近に託せる成年後見の制度となるよう、今後も引き続き確認していきたいと思います。

次に「避難行動要支援者にまつわる諸制度と動向について」というテーマで、佛教大学専門職キャリアサポートセンター 専任講師 後藤至功（ごとうのりゆき）様よりご講演頂きました。後藤様は1995年阪神淡路大震災（兵庫県宝塚市）避難所・仮設住宅・復興住宅を経験され、同年兵庫県社会福祉協議会へ入局されており、その経験を元にお話いただきました。

令和3年度介護報酬改定の中で「感染症・災害」に関するBCP策定が義務化され、それぞれ避難の際、事業所はどのような動きをする必要があるか、避難にどのコース通るかなど地図で確認し、どのような声掛けをして、皆で情報共有しつつ安全な場所に行けるかなど、あらかじめ決めておく必要があります。避難計画の策定については、地域の人や保護者も共に行うことが大切だとおっしゃっていました。